

[事案 22-149] 配当金請求

・平成 23 年 5 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時提示のあった設計書記載の年金年額と実際の年金年額の差異が大きいことに納得できないとして、譲歩するのである程度プラスした金額を支払うよう申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年に加入した定期付養老保険の満期が近くなり照会したところ、加入時に設計書で説明された満期受取金を 10 年確定年金で受け取った場合の年金年額は 120 万円であったのに、実際には約 54 万円であると言われた。

下記理由により納得できないので、設計書記載の年金年額は 120 万円だが、譲歩するので年金年額 95.5 万円を支払って欲しい。

- (1) 設計書に、「10 年確定年金 年金年額 120 万円」と記載されている。
- (2) 契約締結前に、当時の担当者から、設計書記載通りの年金年額を確実に受け取れる旨の説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約締結時に、募集人が、申立人に対して本件設計書記載どおりの年金年額 120 万円を確実に受け取れる旨説明を行った事実はない。
- (2) 設計書には、記載の年金年額を確実に受け取れる旨の記載はない。
- (3) 生命保険契約は附合契約性を有するものであり、本件契約の契約内容は、設計書ではなく、『ご契約内容のしおり 定款・約款』によって定まっている。また、申立人が『ご契約内容のしおり 定款・約款』を受領していることは、本件保険契約申込書の内容からも明らかである。
- (4) 申立人は、当会社から郵送される「ご契約内容のお知らせ」によって、配当金の変動している状況を毎年把握することができた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等書面の内容にもとづいて審理した結果、下記のとおり、設計書記載の年金年額を支払うことを内容とする生命保険契約が成立したと認めることができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 生命保険契約は、いわゆる附合契約【注】であるから、その契約内容は保険約款に従って定められる。本件約款によれば、社員（保険契約者）配当金は、毎事業年度末に、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから支払うべき社員配当金を計算するものとされ、定款によれば、決算において剰余金が生じたときは、その 100 分の 90 以上を社員配当準備金として積み立てるものとされている。したがって、毎年度の決算において剰余金の額が変動する以上、社員配当準備金も変動し、支払うべき社員配当金

も変動するから、社員配当金を原資の一部とする申立契約の年金年額が変動することは当然である。

(2) 本件設計書には、年金年額 120 万円が確実に受け取れる旨の記載はなく、逆に「記載の配当数値は、……今後変動することがあります。また、年金年額についても……将来のお支払額をお約束するものではありません。」との記載が存在する。また、一般的に、募集人が、設計書、約款等の内容と異なる説明をすることは考えられず、本件においても、募集人がこれらの書類に記載された内容に反し、年金年額 120 万円を確実に受取れる旨の説明をしたとの証拠は存在しない。

(3) もっとも、本件設計書には、年金受取りに関する説明箇所において、「10 年確定年金」との用語が使われており、このことが、申立人において、契約時に「年金年額」が「確定」しているものとの誤解が生じた原因とも考えられるが、確定しているものと誤解したとしても、その誤解した内容に従って保険契約が成立するものではない。

【注】 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のこと。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解される。